

==

一

法人職員請願會

地之小作人も其に二般容圍總してある。八百丁以下
を行有する地之村税滞納の爲め自給を全しとて、
又田畑五千丁以下を有する地之に小作科を課せしむる
しと雖、税金追納運動の最終に於ては、是れは、
主として、税金追納運動の爲めである。云々、

△北海道報告(岩佐氏)

工上はつるは、カニ工船を借りての操業は、概して
工船に二場法を適用すべからざる云々

△東京府報告(浅沼氏)

先月二十日を含む三ヶ月の許して大増収を認め、
報告すべきものは、その間は、(田舎)が各、賑盛して、
初しと云々

△宮城県報告(若尾善之助)

小作科五割減を要求し、村有已有賦課金の減額を
をいつくある云々

△山形縣報告(某氏)

小作科を課税、土地改良及防除の爲め税金利有
及防除の爲め課税して賦課する云々

△大分縣報告(某氏)

其の在りては、
五百九十九名、
小作科減額は一道十二割

△山形縣報告(小島氏)

大地主本問屋の買収を拒否し、その結果が生じて
の運動の進展が阻害され、それが、
結果として、

財團事務所